

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

| | | |
|-------------------------------------|---------|---|
| ○附属機関の役職に充てる職員に関する規程の一部を改正する訓令 | （人事課） | 一 |
| ○農用地利用配分計画の認可の申請 | （農業振興課） | 一 |
| ○肥料の登録有効期間の更新 | （農産環境課） | 一 |
| ○肥料の登録の失効 | （同） | 二 |
| ○特殊肥料の検査結果の公表 | （同） | 二 |
| ○県営土地改良事業の工事の完了 | （農村振興課） | 三 |
| ○保安林の指定の解除の予定 | （森林整備課） | 三 |
| ○保安林の指定施業要件の変更の予定 | （同） | 三 |
| ○漁場設定計画の決定 | （水産振興課） | 四 |
| ○洪水浸水想定区域の指定 | （河川課） | 四 |
| ○二級河川定川水系河川整備基本方針の公表 | （同） | 四 |
| ○二級河川砂押川水系河川整備基本方針の公表 | （同） | 四 |
| ○平成十七年宮城県告示第千九百九十三号（浸水想定区域の指定）の一部改正 | （同） | 四 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | （建築宅地課） | 四 |
| ○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 | （契約課） | 五 |
| ○宮城県労働委員会あつせん員候補者の告示 | | 七 |

ページ

訓令 甲

○宮城県訓令甲第十七号

附属機関の役職に充てる職員に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成三十年五月二十九日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

附属機関の役職に充てる職員に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の役職に充てる職員に関する規程（昭和五十九年宮城県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

別表主要農作物品種審査会の項中「農林水産部農産園芸環境課長」を「農林水産部農産環境課長」に改める。

附則

この訓令は、平成三十年五月二十九日から施行する。

告 示

○宮城県告示第百六十号

農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を平成三十年五月二十九日から平成三十年六月十二日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。
平成三十年五月二十九日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊一のとおり

二 申請年月日

平成三十年五月十四日

三 縦覧場所

宮城県庁（農林水産部農業振興課）

○宮城県告示第百六十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録有効期間の更新をした。

平成三十年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 更新年月日 | 登録番号 (宮城県) | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量(%) | | | その他の規格 | 生産業者の氏名 | 生産業者の住所 | 有効期限 |
|------------|---------------|---------|---------|----------|-----|-----|--------|------------|-------------------|--------------|
| 窒素全量 | りん酸全量 | 加里全量 | アルカリ分 | | | | | | | |
| 平成三十年三月十二日 | 第五〇〇号 | 魚かす粉末 | 三徳印特号魚粉 | 九・五 | 六・三 | | | 塩釜水産飼料株式会社 | 宮城県塩竈市新浜町三丁目二五番三号 | 平成三十六年三月二十七日 |
| 平成三十年四月三日 | 第五一一号 | 混合有機質肥料 | バイオノ有機S | 七・二 | 四・〇 | 二・五 | | 大成農材株式会社 | 広島県広島市中区鉄砲町七番八号 | 平成三十三年四月三十日 |
| 平成三十年四月三日 | 第五一二号 | 副産動物質肥料 | エキタン有機 | 六・〇 | | | | 大成農材株式会社 | 広島県広島市中区鉄砲町七番八号 | 平成三十三年六月二日 |

○宮城県告示第五百六十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

平成三十年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 失効年月日 | 登録番号 (宮城県) | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量(%) | | | その他の規格 | 生産業者の氏名 | 生産業者の住所 |
|------------|---------------|-----------|----------|----------|-----|-----|--------|--------------|-------------------|
| 窒素全量 | りん酸全量 | 加里全量 | アルカリ分 | | | | | | |
| 平成三十年三月十三日 | 第五七六号 | 加工家きんふん肥料 | PイセグリーンS | 二・五 | 二・五 | 一・〇 | | イセファーム東北株式会社 | 宮城県加美郡色麻町黒沢切付七一一〇 |

○宮城県告示第五百六十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、特殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成三十年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成三十年二月～平成三十年四月分

| 特殊肥料名 | 生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者 | 届出 商品名 (及び商品名) | 検査の結果 | | | | | | 備考 | | | |
|-------|------------------------|----------------------|--------|--------|--------|-------------|-------------|--------------|------|--------|------------|---------------------|
| | | | TN (%) | TP (%) | TK (%) | TCu (mg/kg) | TZn (mg/kg) | TCaO (mg/kg) | | 水分 (%) | その他 の検査 | |
| 堆肥 | 仙台市 | 生ごみりサイクルたい肥 | 一・五七 | 〇・三九 | 〇・九二 | | | C/N | 二七・六 | 四・四 | その他 の検査 | 立入年月日 平成三十年二月二十日 |

| | | | | | | | | | | | |
|----|------------------------|--------|-------|-------|------|--|--|--|------|------|-------------------------|
| 堆肥 | アイ・ティール・エスファ ーム株式会社 | 発酵けいふん | 二・三七 | 五・八二 | 四・二〇 | | | | 八・九 | 二〇・八 | 立入年月日 平成三十年二月 二十日 |
| 堆肥 | 有限会社社台レースホー ス | 堆肥 | 〇・四〇 | 〇・三〇 | 〇・八二 | | | | 二五・一 | 七七・二 | 立入年月日 平成三十年三月 一日 |
| 堆肥 | 中野正幸 | 溪月庵1号 | 一・三三二 | 二・二三三 | 一・二〇 | | | | 二〇・七 | 二三・〇 | 立入年月日 平成三十年四月 六日 |

備考 一 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。

TNⅠ窒素全量、TPⅠりん酸全量、TKⅠ加里全量、TCuⅠ銅全量、TZnⅠ亜鉛全量、TCaOⅠ石灰全量、C/NⅠ炭素窒素比、水分Ⅰ水分含有量

二 分析値は、TCu、TZn及びTCaOについては乾物当たりの数値、それ以外の項目については現物当たりの数値である。

○宮城県告示第五百六十四号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

平成三十年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | |
|-----|----------------|-------------|
| 地区名 | 事業の名称 | 工事完了年月日 |
| 大坪 | 農地整備事業（経営体育成型） | 平成三十年二月二十八日 |

○宮城県告示第五百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

仙台市（国有林、次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

二 解除予定保安林の所在場所

仙台市（国有林、次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐は、択伐による

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整

- 備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百六十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定により、漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間並びに地元地区を次のとおり定めた。

平成三十年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項並びに地元地区 別冊二のとおり
- 二 免許予定日 平成三十年八月三十一日
- 三 申請期間 平成三十年六月一日から同年七月三十一日まで

○宮城県告示第五百六十八号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区域を指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | |
|-------------------|--|-------------|
| 河川 の 名 称 | 洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続期間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深 | 指定年月日 |
| 増田川 | 次の図面のとおり | 平成三十年五月二十九日 |
| 鳴瀬川 | 〃 | 〃 |
| 多田川 | 〃 | 〃 |
| 洪井川 | 〃 | 〃 |
| 江合川 | 〃 | 〃 |

| | | |
|-----|---|---|
| 田尻川 | 〃 | 〃 |
| 砂押川 | 〃 | 〃 |
| 高城川 | 〃 | 〃 |

〔次の図面〕は、省略し、宮城県土木部河川課及び関係土木事務所に備え置いて、縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百六十九号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条第一項の規定により、二級河川定川水系河川整備基本方針を定めたので、同条第五項の規定により、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県東部土木事務所においてこれを公表する。

平成三十年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第五百七十号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条第一項の規定により、二級河川砂押川水系河川整備基本方針を定めたので、同条第五項の規定により、宮城県庁（土木部河川課）、宮城県仙台土木事務所及び宮城県仙台地方ダム総合事務所においてこれを公表する。

平成三十年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第五百七十一号

平成十七年宮城県告示第九十三号（浸水想定区域の指定）の一部を次のように改正し、平成三十年五月二十九日から施行する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び関係土木事務所に備え置いて、縦覧に供する。

平成三十年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号の表増田川の項及び砂押川の項から江合川の項までを削る。

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十年五月二十九日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
気仙沼市大峠山一番二十六の一部、一番二十七の一部、三番一の一部
気仙沼市

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成三十年五月二十九日

一 入札に付する事項

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 購入物品及び数量 視界再現装置付レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレータ 一式

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 平成三十一年三月十五日（金）

4 納入場所 宮城県水産高等学校

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であることを。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、そ

の者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980-18570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二-二二-一三三三五）へ平成三十年六月十三日（水）午後五時までに提出すること。
三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班（担当 鈴木 純子 電話〇二二二二二一三三三三）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成三十年六月十三日（水）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成三十年六月十三日（水）から平成三十年六月二十一日（木）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成三十年六月二十一日（木）午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合
入札期間 平成三十年六月二十七日（水）午前九時から平成三十年七月五日（木）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成三十年七月五日（木）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

二 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成三十年七月六日（金）午前十時 宮城県行政庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Visual Reproduction Radar/Automatic Radar Plotting Aid Simulator (1 set)
- 2 Deadline for Delivery : March 15, 2019 (Fri.)
- 3 Place of Delivery : Miyagi Prefectural Fisheries High School
- 4 Deadline for Bid : July 5, 2018 (Thu), 5 : 00 pm.
- 5 Contact Person : Junko Suzuki, Procurement Section, Government Contract Division.

Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi
980-8570 Japan, Tel.: 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

労働委員会

○宮城県労働委員会会長兼一助

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱してゐる宮城県労働委員会
の役員及び候補者の次のとおりである。

平成三十年五月二十九日

宮城県労働委員会

会 長 水 島 梁 十

宮城県労働委員会あつせん員候補者名簿

(平成30年4月1日現在)

| 氏 名 | 現 職 | 主 要 経 歴 | 委嘱年月日 |
|-----------|---------------------------------------|-----------------------------------|-----------|
| 水 野 紀 子 | 宮城県労働委員会委員 東北大学大学院法学研究科教授 | 東北大学大学院法学研究科 長 | 平30. 4. 1 |
| 坂 田 宏 | 宮城県労働委員会委員 東北大学大学院法学研究科教授 | 横浜国立大学経営学部助教 | 平30. 4. 1 |
| 岡 崎 貞 悦 | 宮城県労働委員会委員 弁護士 | 弁 護 士 | 平30. 4. 1 |
| 豊 田 耕 史 | 宮城県労働委員会委員 弁護士 | 弁 護 士 | 平30. 4. 1 |
| 佐々木 く み | 宮城県労働委員会委員 東北学院大学法学部准教授 | | 平30. 4. 1 |
| 富 永 信 明 | 宮城県労働委員会委員 U Aゼンセン宮城県支部長 | U Aゼンセン同盟宮城県支 部支部長 | 平30. 4. 1 |
| 小 出 裕 一 | 宮城県労働委員会委員 日本労働組合総連合会宮城県 連合会会長 | 日本労働組合総連合会宮城 県連合会仙台地域協議会 議長 | 平30. 4. 1 |
| 佐々木 弘 昭 | 宮城県労働委員会委員 宮城県労働組合宮城県支部 委員長 | 日本労働組合総連合会宮城 県連合会執行委員 | 平30. 4. 1 |
| 池 町 江 美 子 | 宮城県労働委員会委員 宮城県労働組合一般労働 委員会一般書記長 | 全国生協労働組合連合会女 性部会長 | 平30. 4. 1 |

| | | | |
|---------|--|------------------------|-----------|
| 阿 部 康 志 | 宮城県労働委員会委員 東北電力労働組合宮城県本部 委員長 | | 平30. 4. 1 |
| 岡 崎 智 政 | 宮城県労働委員会委員 | 株式会社三陸河北新報社代 表取締役社長 | 平30. 4. 1 |
| 大 内 栄 治 | 宮城県労働委員会委員 公益財団法人七十七ビル振 興財団業務執行理事 | 株式会社七十七銀行取締役 | 平30. 4. 1 |
| 伊 藤 光 芳 | 宮城県労働委員会委員 | 株式会社山製作所執行役 員管理本部長 | 平30. 4. 1 |
| 渡 邊 明 | 宮城県労働委員会委員 宮城県経営者協会 専務理事 | | 平30. 4. 1 |
| 星 昌 明 | 宮城県労働委員会委員 東北電力株式会社ビジネス 部一卜本部人財部部長 | 東北電力株式会社天童営業 所長 | 平30. 4. 1 |
| 正 木 毅 | 宮城県労働委員会事務局 長 | | 平28. 4. 1 |
| 佐々木 俊 人 | 宮城県労働委員会事務局 次長兼審査調整課長 | | 平30. 4. 1 |